

## 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条中「別紙1-237」を「別紙1-238」に改める。

第5条中「別紙1-237」を「別紙1-238」に改める。

第14条中「別紙1-237」を「別紙1-238」に改め、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 機構は、前項の助成金を機構と協定を締結している他の高速道路会社にも交付することができるものとする。

別紙1-4、別紙1-9、別紙1-16、別紙1-17、別紙1-29、別紙1-34、別紙1-36、別紙1-56、別紙1-65、別紙1-73、別紙1-80、別紙1-86、別紙1-99、別紙1-104、別紙1-107、別紙1-108、別紙1-151、別紙1-152、別紙1-155から別紙1-157、別紙1-161、別紙1-162、別紙1-165、別紙1-176、別紙1-178から別紙1-180、別紙1-186、別紙1-190、別紙1-191、別紙1-194、別紙1-196、別紙1-199から別紙1-207、別紙1-209から別紙1-217、別紙1-219、別紙1-221から別紙1-237を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線  
(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道余市郡余市町登町	から
北海道小樽市新光町	まで

(ロ) 延長

北海道余市郡余市町登町	から	23.3	キロメートル
北海道小樽市新光町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
北海道余市郡余市町登町 北海道小樽市新光町	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道余市郡余市町登町 北海道小樽市新光町	から まで 100	23.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
北海道余市郡余市町登町	から	2車線	4車線	
北海道小樽市新光町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
北海道余市郡余市町登町	から	—	メートル(土工部)
北海道小樽市新光町	まで	—	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道5号 道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ
道道小樽塩谷インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽塩谷インターチェンジ

(4)工事予算

121,745 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 北海道余市郡余市町登町(STA 853+16.687)から北海道小樽市新光町(STA 45+39.464)まで  
平成 18 年 4 月 19 日

小樽ジャンクション小樽方面から余市方面へのランプ

ロ 北海道小樽市新光町(C-STA 1078+99.879)から北海道小樽市新光3丁目(C-STA 1094+31.457)まで  
平成 31 年 2 月 7 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 12 月 8 日 (余市IC~小樽JCT 供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 10 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

134,363 百万円(消費税込み)  
(うち、助成対象基準額 133,024 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線  
(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から
山形県上山市金瓶	まで

(ロ) 延長

山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	24.4	キロメートル
山形県上山市金瓶	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼 山形県上山市金瓶	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼 山形県上山市金瓶	から まで 100	24.4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	2車線	4車線	
山形県上山市金瓶	まで			

(ト)路肩の標準幅員

山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	—	メートル(土工部)
山形県上山市金瓶	まで	—	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	かみのやま温泉インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4)工事予算

124,096 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

平成 31 年 4 月 13 日 (供用開始)

令和 元 年 7 月 11 日 (残事業一部完成)

令和 13 年 3 月 30 日 (残事業完成)

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

139,305 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 138,042 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線  
(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県松戸市三矢小台二丁目	から
千葉県市川市高谷	まで

(ロ) 延長

千葉県松戸市三矢小台二丁目	から	10.1	キロメートル
千葉県市川市高谷	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式       —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 千葉県市川市高谷	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 千葉県市川市高谷	から まで 80	10.1	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 千葉県市川市高谷	から まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 から	3.00 メートル(土工部)	
千葉県市川市高谷 まで	3.00 メートル(橋梁部)	
	— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道298号	千葉県松戸市三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ
一般国道298号	千葉県市川市国分	立体接続	市川北インターチェンジ
一般国道298号	千葉県市川市平田	立体接続	市川中央インターチェンジ
一般国道14号(京葉道路)	千葉県市川市稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション
一般国道298号	千葉県市川市高谷	立体接続	市川南インターチェンジ
県道高速湾岸線	千葉県市川市高谷	立体接続	高谷ジャンクション
東関東自動車道	千葉県市川市高谷	立体接続	高谷ジャンクション

(4)工事予算

813,105 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)

平成 28 年 2 月 25 日 (一部供用開始)

平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 12 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

749, 456 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 746, 889 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線  
(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県鉾田市飯名	から
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田	まで

(ロ) 延長

茨城県鉾田市飯名	から	8.8	キロメートル
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで	100	8.8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県銚田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

茨城県銚田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
茨城県銚田市飯名 から	— メートル(土工部)	
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで	— メートル(橋梁部)	
	— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道銚田茨城線	茨城県銚田市飯名	立体接続	銚田インターチェンジ
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4)工事予算

26, 270 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 30 年 2 月 3 日 (銚田IC～茨城空港北IC 供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

31, 205 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30, 399 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

(3) 工事予算

1,366 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

② 工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1,756 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,686 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

## (2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道中川郡本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

## (4) 工事予算

1,409 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1,775 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,701 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(足寄IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

## (2) 工事の箇所

北海道足寄郡足寄町郊南

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道242号	北海道足寄郡足寄町郊南	立体接続	足寄インターチェンジ
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道足寄郡足寄町郊南	平面接続	本線(新直轄)

## (4) 工事予算

1,169 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1,678 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,617 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 日本海沿岸東北自動車道(雄和PA)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県秋田市

(3) 工事予算

1,307 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 10 年 4 月 30 日

② 工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1,458 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,403 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 常磐自動車道（八潮PA）に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

41,168 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 18 日

② 工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

48,887 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46,561 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線  
(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目	から
埼玉県三郷市鷹野三丁目	まで

(3) 工事予算

1,774 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 10 年 1 月 20 日

② 工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 30 年 6 月 2 日 (一部供用開始)

令和 13 年 3 月 31 日 (残事業完成)

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

2,050 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,970 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東関東自動車道水戸線

## (2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

## (4) 工事予算

2, 245 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

2,780 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,664 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)  
(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する

**工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで

(ロ) 延長

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から	8.7	キロメートル
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 から 神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 から 神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目 まで	80	8.7	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	から まで 6車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2 (1.75×2)	5.00 (3.50)	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 から	3.00メートル(土工部)	
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目 まで	3.00メートル(橋梁部)	
	—メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路上郷公田線	神奈川県横浜市栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路)及び都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

391,075百万円(消費税込み)

(うち、社会資本整備審議会 道路分科会 事業評価部会の審議事項である20,900百万円(消費税込み)については、必要な手続きを経た後に施行するものとする)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 2+40)まで  
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA 59+30)まで  
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA 59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA 87+00)まで  
令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

② 工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

486, 385 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 466, 337 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(京葉市川PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号  
(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式          有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

21,624 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 4 月 24 日 (供用開始)

令和 11 年 3 月 30 日 (残事業完成)

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

25,049 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24,328 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)  
(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道126号  
(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県東金市丹尾	から
千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延長

千葉県東金市丹尾	から	15.7	キロメートル
千葉県山武市松尾町谷津	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      有料道路事業

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
千葉県東金市丹尾 千葉県山武市松尾町谷津	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 千葉県山武市松尾町谷津	から まで 100	15.7	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	4車線	4車線	4車線化事業
千葉県山武市松尾町谷津	まで			

(ト)路肩の標準幅員

千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
千葉県東金市丹尾	から	4.50	メートル(土工部)
千葉県山武市松尾町谷津	まで	4.50	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金ジャンクション
東金市道5146号線	千葉県東金市丘山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4)工事予算

22,529 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

30,705 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29,335 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道466号(第三京浜道路)(野川IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道466号  
(有料道路名 : 第三京浜道路)

## (2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式          有料道路事業

## (ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

17, 414 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

12, 186 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 611 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)  
(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号  
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井	から
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式          有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

1,643 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1, 852 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 767 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 東関東自動車道水戸線（潮来IC）（改築）に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

(4) 工事予算

1,245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1, 399 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 336 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 東関東自動車道水戸線(鉾田IC)(改築)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東関東自動車道水戸線

## (2) 工事の箇所

茨城県銚田市秋山

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道銚田茨城線	茨城県銚田市 飯名	立体接続	銚田インターチェンジ

## (4) 工事予算

1,490 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1, 689 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 612 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)  
(茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道468号  
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

## (2) 工事の区間

## (イ) 工事の区間

茨城県猿島郡五霞町大字江川	から
茨城県つくば市新井	まで

## (ロ) 延長

茨城県猿島郡五霞町大字江川	から	35.4	キロメートル
茨城県つくば市新井	まで		

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	100	35.4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 茨城県つくば市新井	から まで 2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から	— メートル(土工部)	
茨城県つくば市新井 まで	— メートル(橋梁部)	
	— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道4号	茨城県猿島郡五霞町大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ
一般国道354号	茨城県猿島郡境町大字蛇池	立体接続	境古河インターチェンジ
主要地方道結城岩井線	茨城県坂東市富田	立体接続	坂東インターチェンジ
一般国道294号	茨城県常総市三坂新田町	立体接続	常総インターチェンジ
県道取手つくば線	茨城県つくば市柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ

(4)工事予算

43, 595 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

- イ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 16+91)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 17+13)まで  
平成 26 年 10 月 30 日
- ロ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 17+13)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 19+34)まで  
平成 26 年 11 月 11 日
- ハ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 19+34)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 23+00)まで  
平成 26 年 11 月 11 日
- ニ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 23+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 26+60)まで  
平成 26 年 12 月 2 日
- ホ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 26+60)から茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA 30+20)まで  
平成 26 年 12 月 11 日
- ヘ 茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA 30+20)から茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA 37+30)まで  
平成 24 年 9 月 1 日
- ト 茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA 37+30)から茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA 41+90)まで  
平成 26 年 11 月 1 日

別 紙 1

チ 茨城県猿島郡五霞町大字大福田 (STA 41+90) から茨城県猿島郡境町大字塚崎 (STA 50+25) まで  
平成 26 年 9 月 1 日

リ 茨城県猿島郡境町大字塚崎 (STA 50+25) から茨城県猿島郡境町大字長井戸 (STA 79+72) まで  
平成 24 年 9 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡境町大字長井戸 (STA 79+72) から茨城県猿島郡境町大字長井戸 (STA 80+40) まで  
平成 25 年 2 月 1 日

ル 茨城県猿島郡境町大字長井戸 (STA 80+40) から茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 88+80) まで  
平成 24 年 9 月 1 日

ヲ-1-1-1 茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 88+80) から茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 92+00) まで  
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-1-2 茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 92+00) から茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 93+23) まで  
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ-1-1-3 茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 93+23) から茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 99+00) まで  
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ-1-1-4 茨城県猿島郡境町大字西泉田 (STA 99+00) から茨城県猿島郡境町山崎 (STA 111+28) まで  
平成 28 年 8 月 1 日

別 紙 1

ヲ-1-2 茨城県猿島郡境町山崎(STA 111+28)から茨城県猿島郡境町山崎(STA 120+00)まで  
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ-1-3-1 茨城県猿島郡境町山崎(STA 120+00)から茨城県坂東市菅谷(STA 129+03)まで  
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ-1-3-2 茨城県坂東市菅谷(STA 129+03)から茨城県坂東市生子(STA 140+00)まで  
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-3-3 茨城県坂東市生子(STA 140+00)から茨城県坂東市生子(STA 156+60)まで  
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ-1-4 茨城県坂東市生子(STA 156+60)から茨城県坂東市半谷(STA 159+11)まで  
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ-1-5-1 茨城県坂東市半谷(STA 159+11)から茨城県坂東市富田(STA 162+80)まで  
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-5-2 茨城県坂東市富田(STA 162+80)から茨城県坂東市富田(STA 167+90)まで  
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ-1-5-3 茨城県坂東市富田(STA 167+90)から茨城県坂東市富田(STA 172+45)まで  
平成 28 年 4 月 1 日

別 紙 1

- ヲ-2 茨城県坂東市富田(STA 172+45)から茨城県坂東市弓田(STA 181+17)まで  
平成 28 年 4 月 1 日
- ヲ-3-1 茨城県坂東市弓田(STA 181+17)から茨城県坂東市弓田(STA 182+22)まで  
平成 28 年 6 月 1 日
- ヲ-3-2 茨城県坂東市弓田(STA 182+22)から茨城県坂東市弓田(STA 208+20)まで  
平成 28 年 8 月 1 日
- ヲ-4 茨城県坂東市弓田(STA 208+20)から茨城県常総市大生郷町(STA 231+73)まで  
平成 28 年 5 月 1 日
- ヲ-5 茨城県常総市大生郷町(STA 231+73)から茨城県常総市花島町(STA 251+16)まで  
平成 28 年 8 月 1 日
- ヲ-6 茨城県常総市花島町(STA 251+16)から茨城県常総市三坂町(STA 266+19)まで  
平成 28 年 5 月 1 日
- ヲ-7 茨城県常総市三坂町(STA 266+19)から茨城県常総市三坂町(STA 269+17)まで  
平成 28 年 9 月 1 日
- ヲ-8 茨城県常総市三坂町(STA 269+17)から茨城県つくば市高良田元上新田(STA 292+93)まで  
平成 28 年 5 月 1 日

別 紙 1

ヲ-9 茨城県つくば市高良田元上新田(STA 292+93)から茨城県つくば市高須賀(STA 298+71)まで  
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ-10 茨城県つくば市高須賀(STA 298+71))から茨城県つくば市高須賀(STA 302+38)まで  
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ-11 茨城県つくば市高須賀(STA 302+38)から茨城県つくば市高須賀(STA 311+00)まで  
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ-12 茨城県つくば市高須賀(STA 311+00)から茨城県つくば市島名(STA 343+77)まで  
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ-13 茨城県つくば市島名(STA 343+77)から茨城県つくば市平(STA 352+40)まで  
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ-14 茨城県つくば市平(STA 352+40)から茨城県つくば市大白碓(STA 354+00)まで  
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ-15 茨城県つくば市大白碓(STA 354+00)から茨城県つくば市柳橋(STA 367+47)まで  
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ-16 茨城県つくば市柳橋(STA 367+47)から茨城県つくば市新井(STA 371+21)まで  
平成 28 年 8 月 8 日

坂東IC ランプ部

別 紙 1

ワ-1 茨城県坂東市富田(C-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(E-ST A 0+35)まで  
平成 27 年 7 月 10 日

ワ-2 茨城県坂東市富田(A-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(A-ST A 4+02)まで  
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-3 茨城県坂東市富田(B-ST A 1+00)から茨城県坂東市弓田(B-ST A 4+64)まで  
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-4 茨城県坂東市富田(C-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(C-ST A 6+04)まで  
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-5 茨城県坂東市富田(D-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(D-ST A 8+23)まで  
平成 28 年 4 月 1 日

常総IC ランプ部

カ-1 茨城県常総市三坂町(A-ST A 0+55)から茨城県常総市三坂町(E-ST A 0+25)まで  
平成 27 年 7 月 1 日

カ-2 茨城県常総市三坂町(A-ST A 0+55)から茨城県常総市三坂町(A-ST A 1+00)まで  
平成 28 年 3 月 1 日

常総IC ランプ部

別 紙 1

カ-3 茨城県常総市三坂町(A-STA 6+35)から茨城県常総市三坂町(A-STA 6+90)まで  
平成 28 年 5 月 1 日

カ-4 茨城県常総市三坂町(B-STA 6+92)から茨城県常総市三坂新田町(B-STA 8+12)まで  
平成 28 年 5 月 1 日

カ-5 茨城県常総市三坂町(D-STA 2+40)から茨城県常総市三坂町(D-STA 5+68)まで  
平成 28 年 5 月 1 日

カ-6 茨城県常総市三坂町(A-STA 0+77)から茨城県常総市三坂町(A-STA 6+35)まで  
平成 28 年 9 月 1 日

カ-7 茨城県常総市三坂町(B-STA 1+00)から茨城県常総市三坂町(B-STA 6+92)まで  
平成 28 年 9 月 1 日

カ-8 茨城県常総市三坂町(C-STA 0+77)から茨城県常総市三坂町(C-STA 4+31)まで  
平成 28 年 9 月 1 日

カ-9 茨城県常総市三坂町(D-STA 1+00)から茨城県常総市三坂町(D-STA 2+40)まで  
平成 28 年 9 月 1 日

つくば中央IC

ヨ-1 茨城県つくば市新井(A-STA 0+85)から茨城県つくば市新井(A-STA 3+55)まで  
平成 28 年 8 月 8 日

別 紙 1

ヨ-2 茨城県つくば市新井(D-STA 1+50)から茨城県つくば市柳橋(D-STA 7+79)まで  
平成 28 年 8 月 8 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 27 年 3 月 29 日 (五霞～境古河 供用開始)

平成 29 年 2 月 26 日 (境古河～つくば中央 供用開始)

令和 6 年 4 月 23 日 (坂東パーキングエリア(内回り) 供用開始)

令和 8 年 1 月 31 日 (坂東パーキングエリア(外回り) 供用開始)

令和 10 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46,462 百万円(消費税込み)  
(うち、助成対象基準額 46,023 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)  
(茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号  
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県稲敷市沼田	から
千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延長

茨城県稲敷市沼田	から	20.3	キロメートル
千葉県成田市吉岡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
茨城県稲敷市沼田 千葉県成田市吉岡	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県稲敷市沼田 千葉県成田市吉岡	から まで 100	20.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	2車線	4車線	
千葉県成田市吉岡	まで			

(ト)路肩の標準幅員

茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2 2.30×1 2.50×1	3.50 2.30 2.50	—	—	—	稲敷～神崎 神崎～大栄 神崎～大栄
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
茨城県稲敷市沼田 から	— メートル(土工部)	
千葉県成田市吉岡 まで	— メートル(橋梁部)	
	— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道 江戸崎新利根線	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ
県道 江戸崎下総線	茨城県稲敷市 桑山	立体接続	稲敷東インターチェンジ
一般国道356号	千葉県香取郡 神崎町大字松崎	立体接続	神崎インターチェンジ
主要地方道 成田下総線	千葉県成田市 青山	立体接続	下総インターチェンジ
東関東自動車道 水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4)工事予算

20, 225 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手予定年月日

- イ-1 茨城県稲敷市沼田(STA 195+40)から茨城県稲敷市沼田(STA 203+05)まで  
平成 25 年 10 月 1 日
- イ-2 茨城県稲敷市沼田(STA203+05)から茨城県稲敷市沼田(STA205+45)まで  
平成 25 年 7 月 1 日
- イ-3 茨城県稲敷市沼田(STA 205+45)から茨城県稲敷市沼田(STA 208+55)まで  
平成 25 年 4 月 1 日
- イ-4 茨城県稲敷市沼田(STA 208+55)から茨城県稲敷市沼田(STA 209+75)まで  
平成 25 年 8 月 1 日
- イ-5 茨城県稲敷市沼田(STA 209+75)から茨城県稲敷市沼田(STA 210+75)まで  
平成 25 年 10 月 1 日
- イ-6 茨城県稲敷市沼田(STA 210+75)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 211+95)まで  
平成 25 年 8 月 1 日
- イ-7 茨城県稲敷市江戸崎(STA 211+95)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 213+20)まで  
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

- イ-8 茨城県稲敷市江戸崎(STA 213+20)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 220+74)まで  
平成 25 年 8 月 1 日
- イ-9 茨城県稲敷市江戸崎(STA 220+74)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 225+65)まで  
平成 25 年 7 月 1 日
- イ-10 茨城県稲敷市江戸崎(STA 225+65)から茨城県稲敷市駒塚(STA 233+35)まで  
平成 25 年 4 月 1 日
- ロ-1 茨城県稲敷市駒塚(STA 233+35)から茨城県稲敷市駒塚(STA 233+85)まで  
平成 25 年 11 月 1 日
- ロ-2 茨城県稲敷市駒塚(STA 233+85)から茨城県稲敷市駒塚(STA 236+00)まで  
平成 26 年 3 月 1 日
- ロ-3 茨城県稲敷市駒塚(STA 236+00)から茨城県稲敷市椎塚(STA 237+82)まで  
平成 25 年 9 月 1 日
- ロ-4 茨城県稲敷市椎塚(STA 237+82)から茨城県稲敷市椎塚(STA 242+85)まで  
平成 25 年 10 月 1 日
- ロ-5 茨城県稲敷市椎塚(STA 242+85)から茨城県稲敷市清水(STA 247+10)まで  
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

- 口-6 茨城県稲敷市清水(STA 247+10)から茨城県稲敷市清水(STA 248+89)まで  
平成 25 年 11 月 1 日
  
- 口-7 茨城県稲敷市清水(STA 248+89)から茨城県稲敷市清水(STA 252+90)まで  
平成 25 年 10 月 1 日
  
- ハ-1 茨城県稲敷市清水(STA 252+90)から茨城県稲敷市清水(STA 265+45)まで  
平成 25 年 10 月 1 日
  
- ハ-2 茨城県稲敷市清水(STA 265+45)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 4+65)まで  
平成 25 年 4 月 1 日
  
- 二-3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 4+65)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 7+80)まで  
平成 25 年 11 月 1 日
  
- 二-4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 7+80)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 12+60)まで  
平成 26 年 7 月 17 日
  
- 二-5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 12+60)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+24)まで  
平成 26 年 8 月 1 日
  
- ホ-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+24)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+55)まで  
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

- ホ-2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+55)から千葉県成田市高(STA 17+20)まで  
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ-3 千葉県成田市高(STA 17+20)から千葉県成田市高(STA 17+80)まで  
平成 26 年 10 月 1 日
- ホ-4 千葉県成田市高(STA 17+80)から千葉県成田市高(STA 19+40)まで  
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ-5 千葉県成田市高(STA 19+40)から千葉県成田市高(STA 19+64)まで  
平成 26 年 9 月 1 日
- ホ-6 千葉県成田市高(STA 19+64)から千葉県成田市高(STA 20+24)まで  
平成 26 年 8 月 18 日
- ホ-7 千葉県成田市高(STA 20+24)から千葉県成田市高(STA 21+46)まで  
平成 26 年 9 月 1 日
- ホ-8 千葉県成田市高(STA 21+46)から千葉県成田市高(STA 22+02)まで  
平成 26 年 11 月 10 日
- ホ-9 千葉県成田市高(STA 22+02)から千葉県成田市名木(STA 24+35)まで  
平成 26 年 9 月 15 日

別 紙 1

ホ-10 千葉県成田市名木(STA 24+35)から千葉県成田市名木(STA 27+80)まで  
平成 26 年 11 月 20 日

ホ-11 千葉県成田市名木(STA 27+80)から千葉県成田市名木(STA 31+20)まで  
平成 26 年 12 月 1 日

ホ-12 千葉県成田市名木(STA 31+20)から千葉県成田市名木(STA 32+10)まで  
平成 26 年 10 月 1 日

ホ-13 千葉県成田市名木(STA 32+10)から千葉県成田市名木(STA 35+50)まで  
平成 26 年 9 月 1 日

ホ-14 千葉県成田市名木(STA 35+50)から千葉県成田市名木(STA 37+60)まで  
平成 26 年 11 月 20 日

ホ-15 千葉県成田市名木(STA 37+60)から千葉県成田市名木(STA 39+00)まで  
平成 26 年 12 月 1 日

ホ-16 千葉県成田市名木(STA 39+00)から千葉県成田市名木(STA 41+83)まで  
平成 26 年 11 月 10 日

ホ-17 千葉県成田市名木(STA 41+83)から千葉県成田市名木(STA 45+40)まで  
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

- へ-1 千葉県成田市名木(STA 45+40)から千葉県成田市倉水(STA 59+20)まで  
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-2 千葉県成田市倉水(STA 59+20)から千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)まで  
平成 26 年 12 月 1 日
- へ-3 千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)から千葉県成田市稲荷山(STA 63+00)まで  
平成 26 年 11 月 10 日
- へ-4 千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)から千葉県成田市成井(STA 63+80)まで  
平成 26 年 10 月 1 日
- へ-5 千葉県成田市成井(STA 63+80)から千葉県成田市成井(STA 66+20)まで  
平成 26 年 11 月 20 日
- へ-6 千葉県成田市成井(STA 66+20)から千葉県成田市成井(STA 67+45)まで  
平成 26 年 12 月 10 日
- へ-7 千葉県成田市成井(STA 67+45)から千葉県成田市成井(STA 68+20)まで  
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-8 千葉県成田市成井(STA 68+20)から千葉県成田市成井(STA 71+40)まで  
平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

へ-9 千葉県成田市成井(STA 71+40)から千葉県成田市成井(STA 73+46)まで  
平成 26 年 7 月 17 日

へ-10 千葉県成田市成井(STA 73+46)から千葉県成田市芝(STA 76+52)まで  
平成 26 年 8 月 18 日

へ-11 千葉県成田市芝(STA 76+52)から千葉県成田市芝(STA 87+77)まで  
平成 26 年 7 月 17 日

へ-12 千葉県成田市芝(STA 87+77)から千葉県成田市芝(STA 92+20)まで  
平成 26 年 8 月 18 日

へ-13 千葉県成田市芝(STA 92+20)から千葉県成田市吉岡(STA 101+68)まで  
平成 26 年 7 月 17 日

へ-14 千葉県成田市吉岡(STA 101+68)から千葉県成田市吉岡(STA 102+95)まで  
平成 26 年 9 月 15 日

ト 千葉県成田市吉岡(STA 102+95)から千葉県成田市吉岡(STA 106+70)まで  
平成 26 年 11 月 20 日

稲敷東IC

ハ 茨城県稲敷市清水(A-ST A 0+85)から茨城県稲敷市清水(E-ST A 0+55)まで

神崎IC

別 紙 1

二-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C-ST A 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-ST A 0+50)まで  
平成 25 年 1 月 21 日

二-2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-ST A 0+50)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-ST A 3+25)まで  
平成 25 年 10 月 1 日

二-3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-ST A 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-ST A 7+06)まで  
平成 26 年 7 月 17 日

二-4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-ST A 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-ST A 4+58)まで  
平成 26 年 7 月 17 日

二-5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-ST A 0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-ST A 3+20)まで  
平成 26 年 7 月 17 日

二-6 千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-ST A 0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-ST A 2+0)まで  
平成 26 年 9 月 1 日

下総IC

へ-1 千葉県成田市青山(C1-ST A 0+50)から千葉県成田市青山(E-ST A 0+71)まで  
平成 26 年 7 月 17 日

へ-2 千葉県成田市青山(C1-ST A 0+50)から千葉県成田市青山(C1-ST A 1+91)まで  
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

へ-3 千葉県成田市青山(A-STA 0+50)から千葉県成田市名木(A-STA 4+25)まで  
平成 26 年 9 月 1 日

へ-4 千葉県成田市青山(B-STA 0+50)から千葉県成田市名木(B-STA 4+96)まで  
平成 26 年 9 月 1 日

へ-5 千葉県成田市青山(C2-STA 1+91)から千葉県成田市名木(C2-STA 4+97)まで  
平成 26 年 9 月 1 日

へ-6 千葉県成田市青山(D-STA 1+91)から千葉県成田市名木(D-STA 5+86)まで  
平成 26 年 9 月 1 日

へ-7 千葉県成田市青山(E-STA 0+71)から千葉県成田市名木(E-STA 1+91)まで  
平成 27 年 1 月 1 日

大栄JCT

ト-1 千葉県成田市吉岡(B-STA 2+10)から千葉県成田市吉岡(B-STA 9+53)まで  
平成 26 年 12 月 1 日

ト-2 千葉県成田市吉岡(H-STA 2+10)から千葉県成田市吉岡(H-STA 7+48)まで  
平成 26 年 12 月 1 日

神崎PA(仮称)

別 紙 1

チ-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎から千葉県香取郡神崎町大字松崎まで  
令和 7 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 26 年 4 月 12 日 (稲敷IC～神崎IC 供用開始)

平成 27 年 6 月 7 日 (神崎IC～大栄JCT 供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22,054 百万円(消費税込み)  
(うち、助成対象基準額 21,772 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線  
(東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都三鷹市北野	から
東京都練馬区大泉町	まで

(ロ) 延長

東京都三鷹市北野	から	9.8	キロメートル
東京都練馬区大泉町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      直轄事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都練馬区大泉町	から まで 第2種第1級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都練馬区大泉町	から まで 80	9.8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.25 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都練馬区大泉町	から まで	6車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
東京都三鷹市北野	から	— メートル(土工部)
東京都練馬区大泉町	まで	— メートル(橋梁部)
		— メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続 平面接続	中央ジャンクション(仮称) 本線
都道新宿国立線	東京都三鷹市牟礼	立体接続	東八道路インターチェンジ(仮称)
都道東京所沢線	東京都練馬区関町南	立体接続	青梅街道インターチェンジ(仮称)
都道練馬所沢線	東京都練馬区東大泉	立体接続	目白通りインターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	東京都練馬区大泉町	平面接続	本線
関越自動車道新潟線	東京都練馬区大泉町	立体接続	大泉ジャンクション

(4)工事予算

1, 249, 808 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

- イ 東京都三鷹市北野(STA 63+36)から東京都練馬区石神井台(STA 133+16)まで  
令和 2 年 4 月 1 日
- ロ 東京都練馬区石神井台(STA 133+16)から東京都練馬区石神井台(STA 137+10)まで  
令和 2 年 4 月 1 日
- ハ 東京都練馬区石神井台(STA 137+10)から東京都練馬区石神井町(STA 149+40)まで  
令和 元 年 8 月 15 日
- ニ 東京都練馬区石神井町(STA 149+40)から東京都練馬区大泉町(STA 159+15)まで  
平成 29 年 6 月 1 日
- ホ 東京都練馬区大泉町(STA 159+15)から東京都練馬区大泉町(STA 160+89)まで  
平成 26 年 9 月 11 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 425, 632 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 359, 122 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)  
(神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号  
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市栄区田谷町	から
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで

(ロ) 延長

神奈川県横浜市栄区田谷町	から	7.3	キロメートル
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式            一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 神奈川県藤沢市城南二丁目	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 神奈川県藤沢市城南二丁目	から まで 80	7.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	4車線	4車線	
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2.25	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
神奈川県横浜市栄区田谷町 から	3.00 メートル(土工部)	
神奈川県藤沢市城南二丁目 まで	3.00 メートル(橋梁部)	
	— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号(横浜横須賀道路) 及び 都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市栄区 田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県藤沢市 城南二丁目	立体接続	藤沢インターチェンジ
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市 城南二丁目	平面接続	藤沢インターチェンジ

(4)工事予算

154,914 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 神奈川県横浜市栄区田谷町(STA 00+73)から神奈川県藤沢市城南一丁目(STA 74+05)まで

令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

184, 150 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 175, 015 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)  
(千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号  
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県成田市吉岡	から
千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延長

千葉県成田市吉岡	から	18.5	キロメートル
千葉県山武市松尾町谷津	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式          一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
千葉県成田市吉岡 千葉県山武市松尾町谷津	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県成田市吉岡 千葉県山武市松尾町谷津	から まで 100	18.5	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県成田市吉岡	から	2車線	4車線	
千葉県山武市松尾町谷津	まで			

(ト)路肩の標準幅員

千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
千葉県成田市吉岡	から	— メートル(土工部)
千葉県山武市松尾町谷津	まで	— メートル(橋梁部)
		— メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
東関東自動車道水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション
県道成田小見川鹿島港線	千葉県成田市 川上	立体接続	圏央成田インターチェンジ
一般国道296号	千葉県香取郡 多古町喜多	立体接続	多古インターチェンジ
一般国道126号(銚子連絡道路) 及び 県道成田松尾線	千葉県山武市 松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
一般国道126号(千葉東金道路)	千葉県山武市 松尾町谷津	平面接続	松尾横芝インターチェンジ

(4)工事予算

70,560百万円(消費税込み)

(うち、社会資本整備審議会 道路分科会 事業評価部会の審議事項である11,000百万円(消費税込み)については、必要な手続きを経た後に施行するものとする)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県成田市吉岡(STA 0+00)から千葉県山武市松尾町谷津(STA 184+90)まで  
平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

77,769百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 74,157百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 常磐自動車道（いわき小名浜IC）に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

常磐自動車道

## (2) 工事の箇所

福島県いわき市山田町長沢

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
小名浜道路 (県道いわき上三坂小野線)	福島県いわき市 山田町長沢	立体接続	いわき小名浜インターチェンジ

## (4) 工事予算

1,890 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 8 月 7 日 (供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

2,095 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,999 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(大谷スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

## (2) 工事の箇所

栃木県宇都宮市宝木町及び駒生町

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大谷スマートインター1号線 及び 市道大谷スマートインター2号線	栃木県宇都宮市宝木町 及び 駒生町	立体接続	大谷スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

7, 525 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

8, 817 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)(横須賀PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道16号(有料道路名:横浜横須賀道路)

## (2) 工事の箇所

神奈川県横須賀市平作

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道7566号坂本芦名線	神奈川県横須賀市平作	立体接続	横須賀PAスマート インターチェンジ(仮称)

## (4) 工事予算

1,103 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1, 283 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 東関東自動車道水戸線(京葉JCT)(改築)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道14号 (京葉道路)	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション

(4) 工事予算

50,681 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 28 年 3 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

56,383 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53,671 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道  
(福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県いわき市好間町	から
福島県双葉郡広野町	まで

(ロ) 延長

福島県いわき市好間町	から	26.6	キロメートル
福島県双葉郡広野町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県いわき市好間町 から 福島県双葉郡広野町 まで	100	26.6	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県いわき市好間町 福島県双葉郡広野町	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県いわき市好間町	から	4.50	メートル(土工部)	
福島県双葉郡広野町	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

115,497 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 3 月 30 日 (一部供用開始)

令和 3 年 6 月 13 日 (供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

122,955 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 122,420 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線  
(茨城県潮来市延方から茨城県鉾田市秋山まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県潮来市延方	から
茨城県銚田市秋山	まで

(ロ) 延長

茨城県潮来市延方	から	30.9	キロメートル
茨城県銚田市秋山	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      直轄事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
茨城県潮来市延方 茨城県銚田市秋山	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県潮来市延方 茨城県銚田市秋山	から まで 80	30.9	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県潮来市延方	から	2車線	4車線	
茨城県銚田市秋山	まで			

(ト)路肩の標準幅員

茨城県潮来市延方から茨城県銚田市秋山まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
茨城県潮来市延方	から	— メートル(土工部)
茨城県鉾田市秋山	まで	— メートル(橋梁部)
		— メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道水戸神栖線 及び 市道(潮)1級13号線	茨城県潮来市 延方	立体接続	潮来インターチェンジ
市道麻生1-17号	茨城県行方市 石神	立体接続	潮来行方インターチェンジ
一般国道354号	茨城県行方市 両宿	立体接続	行方インターチェンジ
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4)工事予算

37,041 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手予定年月日

イ 茨城県潮来市延方(STA.-1-8.1)から茨城県行方市両宿(STA229+52.7)  
令和 8 年 7 月 1 日

ロ 茨城県行方市両宿(STA229+52.7)から茨城県銚田市塔ヶ崎(STA286+04)まで  
令和 7 年 12 月 1 日

ハ 茨城県銚田市塔ヶ崎(STA.286+04)から茨城県銚田市秋山(28+10.3)  
平成 29 年 7 月 1 日

・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

40,179 百万円(消費税込み)  
(うち、助成対象基準額 38,293 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(つくば西スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

## (2) 工事の箇所

茨城県つくば市島名

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道つくばスマートICアクセス1号線 及び 市道つくばスマートICアクセス2号線	茨城県つくば市島名	立体接続	つくば西スマートインターチェンジ

(4)工事予算

2,413 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 23 日 (供用開始)

令和 11 年 3 月 30 日 (残事業完成)

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

2,927 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)  
(埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道468号  
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

## (2) 工事の区間

## (イ) 工事の区間

埼玉県久喜市大字下早見	から
千葉県成田市吉岡	まで

## (ロ) 延長

埼玉県久喜市大字下早見	から	92.2	キロメートル
千葉県成田市吉岡	まで		

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般道路事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 千葉県成田市吉岡	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 千葉県成田市吉岡	から まで 100	92.2	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 千葉県成田市吉岡	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
埼玉県久喜市大字下早見	から	3.00	メートル(土工部)
千葉県成田市吉岡	まで	3.50	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

388,606 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 5 年 3 月 31 日 (久喜白岡JCT～幸手IC、境古河IC～坂東IC 供用開始)

令和 7 年 3 月 14 日 (幸手IC～五霞IC 供用開始)

令和 7 年 8 月 29 日 (つくば牛久IC～牛久阿見IC、阿見東IC～稲敷IC 供用開始)

令和 8 年 2 月 27 日 (つくば中央IC～つくばJCT 供用開始)

令和 9 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

416, 216 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 398, 722 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 北関東自動車道(下野スマートIC)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

北関東自動車道

## (2) 工事の箇所

栃木県下野市下古山及び上古山

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道下野スマートインター線(西行き) 及び 市道下野スマートインター線(東行き)	栃木県下野市下古山 及び 上古山	立体接続	下野スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3,615 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

4,292 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線 (蓮田スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

## (2) 工事の箇所

埼玉県蓮田市大字川島及び黒浜

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道蓮田白岡久喜線 及び 市道57号線	埼玉県蓮田市大字川島 及び 黒浜	立体接続	蓮田スマートインターチェンジ

(4)工事予算

2,741 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 4 月 24 日 (上り線 供用開始)

令和 9 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

3,123 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(つくばみらいスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

常磐自動車道

## (2) 工事の箇所

茨城県つくばみらい市古川

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道23297号線 及び 市道23298号線	茨城県つくばみらい市古川	立体接続	つくばみらいスマート インターチェンジ

(4)工事予算

3,815 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

4,361 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 常磐自動車道(小高スマートIC)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

常磐自動車道

## (2) 工事の箇所

福島県南相馬市小高区大田和

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式       —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大田和インター線 及び 市道川房インター線	福島県南相馬市小高区大田和	立体接続	小高スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

2,613 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

3,459 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道4号(東埼玉道路)  
(埼玉県八潮市大字八條から埼玉県北葛飾郡松伏町田島まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道4号(東埼玉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県八潮市大字八條	から
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで

(ロ) 延長

埼玉県八潮市大字八條	から	9.5	キロメートル
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
埼玉県八潮市大字八條 から 埼玉県北葛飾郡松伏町田島 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県八潮市大字八條 から 埼玉県北葛飾郡松伏町田島 まで	80	9.5	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県八潮市大字八條	から	4車線	4車線	
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで			

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県八潮市大字八條から埼玉県北葛飾郡松伏町田島まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

## 別紙 1

## (リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
埼玉県八潮市大字八條	から	3.00	メートル(土工部)
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで	3.00	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

## (ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道4号 及び 常磐自動車道	埼玉県八潮市大字八條	立体接続	草加八潮インター ・ジャンクション(仮称)
一般国道4号	埼玉県草加市柿木町	立体接続	蒲生柿木川戸線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県越谷市大成町	立体接続	越谷吉川線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県吉川市大字川藤	立体接続	越谷総合公園川藤線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県北葛飾郡松伏町田島	立体接続	浦和野田線 インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

16,709 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 10 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 17 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

20,749 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,807 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線  
(北海道勇払郡占冠村字中央から北海道勇払郡占冠村字上トマムまで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道勇払郡占冠村字中央	から
北海道勇払郡占冠村字上トマム	まで

(ロ) 延長

北海道勇払郡占冠村字中央	から	26.2	キロメートル
北海道勇払郡占冠村字上トマム	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 北海道勇払郡占冠村字上トマム	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 北海道勇払郡占冠村字上トマム	から まで 100	26.2	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央	から	4車線	4車線	4車線化
北海道勇払郡占冠村字上トママ	まで			

(ト)路肩の標準幅員

北海道勇払郡占冠村字中央から北海道勇払郡占冠村字上トママまで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
北海道勇払郡占冠村字中央	から	4.50	メートル(土工部)	
北海道勇払郡占冠村字上トマム	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

97,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 17 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

129, 459 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 123, 363 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道  
(福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市原町区大字信田沢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県双葉郡浪江町大字室原	から
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで

(なお、事業着手する区間については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までとする。)

(ロ) 延長

福島県双葉郡浪江町大字室原	から	18.4	キロメートル
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで	(1.9)	

※ ( )内は福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までを表す。

(3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 から 福島県南相馬市原町区大字信田 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 から 福島県南相馬市原町区大字信田 まで	100	18.4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原	から	4車線	4車線	4車線化
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市原町区大字信田沢まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	2.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
福島県双葉郡浪江町大字室原	から	4.50	メートル(土工部)
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで	4.50	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

45,000百万円(消費税込み)

(うち、福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの  
工事予算7,000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 12 年 3 月 31 日

(なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

8,742 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,352 百万円)(消費税込み)

なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(長流枝スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

## (2) 工事の箇所

北海道河東郡音更町字長流枝

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道長流枝スマートインター線	北海道河東郡音更町字長流枝	立体接続	長流枝スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

4, 216 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

5, 112 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(白石中央スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

## (2) 工事の箇所

宮城県白石市大平中目

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
白石中央スマートインター1号線 白石中央スマートインター2号線	宮城県白石市大平中目	立体接続	白石中央スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

4,415 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

5,236 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線(天童南スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

## (2) 工事の箇所

山形県天童市大字高揃

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートインター2号線	山形県天童市大字高揃	立体接続	天童南スマートインターチェンジ (仮称)

## (4) 工事予算

4, 327 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

5,160 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線(若穂スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

関越自動車道上越線

## (2) 工事の箇所

長野県長野市若穂川田

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
長野市道(仮称)若穂西298号線	長野県長野市若穂川田	立体接続	若穂スマートインターチェンジ (仮称)

## (4) 工事予算

5,154 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

6,189 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北陸自動車道(長岡西大積スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

北陸自動車道

## (2) 工事の箇所

新潟県長岡市

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道二和55号線 及び 市道二和143号線	新潟県長岡市宮本東方町 及び 大積善間町	立体接続	長岡西大積スマートインターチェンジ

(4)工事予算

1,347 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1,864 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道13号(米沢南陽道路)(高畠スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道13号  
(有料道路名 : 米沢南陽道路)

## (2) 工事の箇所

山形県東置賜郡高畠町

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式       —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道高畠インター1号線 町道高畠インター2号線	山形県東置賜郡高畠町	立体接続	高畠スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

2, 244 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

2, 961 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 東関東自動車道水戸線(北千葉JCT)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東関東自動車道水戸線

## (2) 工事の箇所

千葉県市川市堀之内

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道464号 (北千葉道路)	千葉県市川市堀之内	平面接続	北千葉ジャンクション(仮称)

## (4) 工事予算

132,441 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

152, 749 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 145, 407 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線  
(北海道勇払郡占冠村字上トママから北海道上川郡清水町字清水まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道勇払郡占冠村字上トマム	から
北海道上川郡清水町字清水	まで

(ロ) 延長

北海道勇払郡占冠村字上トマム	から	20.9	キロメートル
北海道上川郡清水町字清水	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トママ から 北海道上川郡清水町字清水 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トママ から 北海道上川郡清水町字清水 まで	100	20.9	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トママ	から	4車線	4車線	4車線化
北海道上川郡清水町字清水	まで			

(ト)路肩の標準幅員

北海道勇払郡占冠村字上トママから北海道上川郡清水町字清水まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
北海道勇払郡占冠村字上トマム	から	4.50	メートル(土工部)	
北海道上川郡清水町字清水	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

52,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道空知郡南富良野町字落合まで  
令和 4 年 5 月 1 日

ロ 北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町新得まで  
令和 3 年 5 月 1 日

ハ 北海道上川郡新得町新得から北海道上川郡清水町字清水まで  
令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

63,781 百万円(消費税込み)  
(うち、助成対象基準額 60,885 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道釜石秋田線  
(岩手県北上市和賀町煤孫から岩手県和賀郡西和賀町大渡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岩手県北上市和賀町煤孫	から
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで

(ロ) 延長

岩手県北上市和賀町煤孫	から	21.6	キロメートル
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫 から 岩手県和賀郡西和賀町大渡 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫 から 岩手県和賀郡西和賀町大渡 まで	80	21.6	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫	から	4車線	4車線	4車線化
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで			

(ト)路肩の標準幅員

岩手県北上市和賀町煤孫から岩手県和賀郡西和賀町大渡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岩手県北上市和賀町煤孫	から	3.00	メートル(土工部)	
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

98,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

113, 215 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 107, 901 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線  
(福島県河沼郡会津坂下町大字坂本から福島県耶麻郡西会津町大字野沢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで

(ロ) 延長

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	11.4	キロメートル
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本 から 福島県耶麻郡西会津町大字野沢 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本 から 福島県耶麻郡西会津町大字野沢 まで	80	11.4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	4車線	4車線	4車線化
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本から福島県耶麻郡西会津町大字野沢まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	3.00	メートル(土工部)
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで	3.00	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

7,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

8,948 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,556 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線  
(新潟県東蒲原郡阿賀町津川から新潟県阿賀野市新保まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から
新潟県阿賀野市新保	まで

(ロ) 延長

新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	14.9	キロメートル
新潟県阿賀野市新保	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 から 新潟県阿賀野市新保 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 から 新潟県阿賀野市新保 まで	80	14.9	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 から 新潟県阿賀野市新保 まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

新潟県東蒲原郡阿賀町津川から新潟県阿賀野市新保まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	3.00	メートル(土工部)	
新潟県阿賀野市新保	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

30,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

36,921 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 35,259 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道  
(福島県相馬市大字坪田から福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県相馬市大字坪田	から
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで

(ロ) 延長

福島県相馬市大字坪田	から	8.5	キロメートル
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福島県相馬市大字坪田 から 福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市大字坪田 から 福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺 まで	100	8.5	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福島県相馬市大字坪田	から	4車線	4車線	4車線化
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県相馬市大字坪田から福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県相馬市大字坪田	から	4.50	メートル(土工部)	
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

22,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

27,822 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,582 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)  
(宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県富谷市穀田まで)に関する

**工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号(仙台北部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県宮城郡利府町沢乙	から
宮城県富谷市穀田	まで

(ロ) 延長

宮城県宮城郡利府町沢乙	から	6.6	キロメートル
宮城県富谷市穀田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 宮城県富谷市穀田	から 第1種第2級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 宮城県富谷市穀田	から 100 まで	6.6	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 宮城県富谷市穀田	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県富谷市穀田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県宮城郡利府町沢乙	から	4.50	メートル(土工部)	
宮城県富谷市穀田	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

19,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

24,359 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 23,272 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道  
(福島県双葉郡広野町上北迫から福島県双葉郡檜葉町上繁岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県双葉郡広野町上北迫	から
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで

(ロ) 延長

福島県双葉郡広野町上北迫	から	5.3	キロメートル
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫 から 福島県双葉郡檜葉町上繁岡 まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫 から 福島県双葉郡檜葉町上繁岡 まで	100	7.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	4車線	4車線	4車線化
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県双葉郡広野町上北迫から福島県双葉郡檜葉町上繁岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	4.50	メートル(土工部)	
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

31,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

36,006 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34,331 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線  
(新得PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡新得町字新得西九線

(3) 工事予算

2,748 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

② 工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

3, 700 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 554 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線  
(新得スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

## (2) 工事の箇所

北海道上川郡新得町字新得西九線

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道新得インター北線 町道新得インター南線	北海道上川郡新得町字広内	立体接続	新得スマートインターチェンジ (仮称)

## (4) 工事予算

819 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1, 225 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線  
(八幡平スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

## (2) 工事の箇所

岩手県八幡平市星沢及び細野

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートIC上り線 市道スマートIC下り線	岩手県八幡平市星沢 及び 細野	立体接続	八幡平スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3,162 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

4,121 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 常磐自動車道(外環八潮スマートIC)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

常磐自動車道

## (2) 工事の箇所

埼玉県八潮市八條

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道外環八潮スマートIC内回り線 市道外環八潮スマートIC外回り線	埼玉県八潮市八條	立体接続	外環八潮スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1, 373 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

2, 068 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 常磐自動車道(千代田PAスマートIC)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

常磐自動車道

## (2) 工事の箇所

茨城県かすみがうら市中佐谷

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道8-2932号線 及び 市道8-0997号線	茨城県かすみがうら市中佐谷	立体接続	千代田PAスマート インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

1, 268 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1, 769 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線  
(検見川・真砂スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

東関東自動車道水戸線

## (2) 工事の箇所

千葉県千葉市美浜区真砂

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道検見川・真砂スマートIC ONランプ線 市道検見川・真砂スマートIC OFFランプ線	千葉県千葉市美浜区真砂	立体接続	検見川・真砂スマート インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2,679 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 15 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

3,487 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 北関東自動車道(足利スマートIC)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

北関東自動車道

## (2) 工事の箇所

栃木県足利市五十部町及び山下町

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道足利スマートインター線(西行き) 市道足利スマートインター線(東行き)	栃木県足利市五十部町 及び 山下町	立体接続	足利スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3, 254 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

3, 906 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線(屋代スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

関越自動車道上越線

## (2) 工事の箇所

長野県千曲市屋代

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道返町東西線	長野県千曲市屋代	立体接続	屋代スマートインターチェンジ (仮称)

## (4) 工事予算

3, 555 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

4,748 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(壬生PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

北関東自動車道

## (2) 工事の箇所

栃木県下都賀郡壬生町国谷

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道壬生PAスマートインター線 (西行き)	栃木県下都賀郡壬生町国谷	立体接続	壬生PAスマートインターチェンジ (仮称)
町道壬生PAスマートインター線 (東行き)			

(4)工事予算

2,047 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

2,705 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線  
(北海道勇払郡安平町追分美園から北海道夕張市紅葉山まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道勇払郡安平町追分美園	から
北海道夕張市紅葉山	まで

(なお、事業着手する区間については北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までとする。)

(ロ) 延長

北海道勇払郡安平町追分美園	から	20.2	キロメートル
北海道夕張市紅葉山	まで	(4.1)	

※ ( )内は北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までを表す。

(3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
I	北海道勇払郡安平町追分美園 北海道勇払郡安平町追分旭 から まで	第1種第2級	道路構造令
II	北海道勇払郡安平町追分旭 北海道夕張市紅葉山 から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
I	北海道勇払郡安平町追分美園 北海道勇払郡安平町追分旭 から まで	100	7.4	
II	北海道勇払郡安平町追分旭 北海道夕張市紅葉山 から まで	80	12.8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間			工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
I	北海道勇払郡安平町追分美園	から	4車線	4車線	4車線化
	北海道勇払郡安平町追分旭	まで			
II	北海道勇払郡安平町追分旭	から	4車線	4車線	4車線化
	北海道夕張市紅葉山	まで			

(ト)路肩の標準幅員

I 北海道勇払郡安平町追分美園から北海道勇払郡安平町追分旭まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

II 北海道勇払郡安平町追分旭から北海道夕張市紅葉山まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(子)付加車線の標準幅員

3.50メートル

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
I	北海道勇払郡安平町追分美園	から	4.50メートル(土工部)
	北海道勇払郡安平町追分旭	まで	4.50メートル(橋梁部) 4.50メートル(掘割部)
II	北海道勇払郡安平町追分旭	から	3.00メートル(土工部)
	北海道夕張市紅葉山	まで	3.00メートル(橋梁部) 3.00メートル(掘割部)

(又)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

70,000 百万円(消費税込み)

(うち、北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までの工事予算25,000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

(なお、上記については北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までの工事の着手の予定年月日を表す。)

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、上記については北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までの工事の完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,884 百万円(消費税込み)  
(うち、助成対象基準額 29,454 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までの債務引受限度額及び助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道釜石秋田線  
(秋田県横手市猪岡から秋田県大仙市内小友まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

秋田県横手市猪岡	から
秋田県大仙市内小友	まで

(ロ) 延長

秋田県横手市猪岡	から	14.4	キロメートル
秋田県大仙市内小友	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
秋田県横手市猪岡 秋田県大仙市内小友	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
秋田県横手市猪岡 秋田県大仙市内小友	から まで 80	14.4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
秋田県横手市猪岡 秋田県大仙市内小友	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

秋田県横手市猪岡から秋田県大仙市内小友まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
秋田県横手市猪岡	から	3.00	メートル(土工部)
秋田県大仙市内小友	まで	3.00	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

36,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

45,334 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 43,278 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線  
(福島県耶麻郡西会津町大字野沢から新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県耶麻郡西会津町大字野沢	から
新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	まで

(ロ) 延長

福島県耶麻郡西会津町大字野沢	から	22.4	キロメートル
新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
福島県耶麻郡西会津町大字野沢 新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県耶麻郡西会津町大字野沢 新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	から まで 80	22.4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	から	4車線	4車線	4車線化
新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県耶麻郡西会津町大字野沢から新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	から	3.00	メートル(土工部)
新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	まで	3.00	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

66,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

80,070 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 76,302 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道  
(宮城県亘理郡山元町坂元から宮城県亘理郡山元町大平まで)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県亘理郡山元町坂元	から
宮城県亘理郡山元町大平	まで

(ロ) 延長

宮城県亘理郡山元町坂元	から	8.3	キロメートル
宮城県亘理郡山元町大平	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式      ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
宮城県亶理郡山元町坂元 宮城県亶理郡山元町大平	から まで 第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡山元町坂元 宮城県亶理郡山元町大平	から まで 100	8.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亘理郡山元町坂元	から	4車線	4車線	4車線化
宮城県亘理郡山元町大平	まで			

(ト)路肩の標準幅員

宮城県亘理郡山元町坂元から宮城県亘理郡山元町大平まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県亘理郡山元町坂元	から	4.50	メートル(土工部)	
宮城県亘理郡山元町大平	まで	4.50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

21,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

27,400 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,174 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)(富谷JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

一般国道47号(仙台北部道路)

## (2) 工事の箇所

宮城県富谷市西成田	から
宮城県富谷市穀田	まで

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
東北縦貫自動車道	宮城県富谷市穀田	立体接続	富谷ジャンクション

## (4) 工事予算

7,298 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 18 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

9, 218 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 812 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 常磐自動車道(守谷SAスマートIC)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

常磐自動車道

## (2) 工事の箇所

茨城県守谷市大柏及び野木崎

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道守谷スマートICアクセス道路1号線 市道守谷スマートICアクセス道路3号線	茨城県守谷市大柏 及び 野木崎	立体接続	守谷SAスマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

2,753 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

3,981 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 常磐自動車道(土浦スマートIC)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

常磐自動車道

## (2) 工事の箇所

茨城県土浦市中央

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
土浦市道Ⅱ級11号線 土浦市道矢作25号線	茨城県土浦市中央	立体接続	土浦スマートインターチェンジ(仮称)

## (4) 工事予算

3,284百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 17 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

4,880 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る

スマートICに関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

**1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額**

(1) 工事予算

3, 205 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 201 百万円(消費税込み)  
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

当該スマートインターチェンジを着工した場合における債務返済を確認するため、当該スマートインターチェンジの工事に要する費用に係る債務引受限度額を算出したものである。

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。  
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。  
また、工事完成後は精算額としている。

別 紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車 道弘前線	福島県安達郡 大玉村	村道大玉スマートイン ター1号線 村道大玉スマートイン ター2号線	福島県安達郡 大玉村	立体接続	令和8年2月1日	令和17年3月31 日	3,205百万円	4,201百万円	—	大玉スマート インターチェ ンジ(仮称)

別紙 1 - 2 3 7 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

## 常磐自動車道(大熊PA)に関する

# 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡大熊町

(3) 工事予算

3,114 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手予定年月日

令和 8 年 5 月 1 日

② 工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

3,911 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,740 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)  
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24, 213百万円
H 1 9	25, 071百万円
H 2 0	24, 580百万円
H 2 1	37, 064百万円
H 2 2	50, 385百万円
H 2 3	34, 989百万円
H 2 4	33, 071百万円
H 2 5	41, 256百万円
H 2 6	68, 784百万円
H 2 7	95, 856百万円
H 2 8	88, 927百万円
H 2 9	99, 841百万円
H 3 0	103, 997百万円
R 1	133, 660百万円
R 2	161, 228百万円
R 3	170, 751百万円
R 4	154, 378百万円
R 5	167, 393百万円
R 6	181, 402百万円
R 7	226, 440百万円
R 8	414, 205百万円
R 9	98, 926百万円
R 1 0	72, 841百万円
R 1 1	56, 228百万円
R 1 2	264, 394百万円
R 1 3	59, 024百万円
R 1 4	54, 515百万円
R 1 5	53, 504百万円
R 1 6	54, 501百万円
R 1 7	53, 955百万円
R 1 8	54, 748百万円
R 1 9	54, 945百万円
R 2 0	54, 115百万円
R 2 1	54, 200百万円
R 2 2	54, 314百万円
R 2 3	54, 369百万円
R 2 4	54, 839百万円
R 2 5	54, 773百万円
R 2 6	53, 939百万円
R 2 7	53, 252百万円
R 2 8	53, 272百万円
R 2 9	53, 208百万円
R 3 0	54, 139百万円
R 3 1	52, 858百万円
R 3 2	53, 293百万円
R 3 3	53, 928百万円
R 3 4	53, 928百万円
R 3 5	53, 928百万円
R 3 6	53, 928百万円
R 3 7	53, 928百万円
R 3 8	53, 408百万円
R 3 9	53, 408百万円
R 4 0	53, 408百万円
R 4 1	53, 408百万円
R 4 2	53, 408百万円
R 4 3	54, 100百万円
R 4 4	54, 100百万円
R 4 5	54, 100百万円
R 4 6	54, 100百万円
R 4 7	54, 100百万円
R 4 8	54, 100百万円
R 4 9	54, 100百万円
R 5 0	54, 100百万円
R 5 1	54, 100百万円
R 5 2	54, 100百万円
R 5 3	52, 697百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

## 災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	103,138百万円
---------	------------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

## 東日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H 2 6	9百万円
H 2 7	214百万円
H 2 8	671百万円
H 2 9	1,492百万円
H 3 0	2,590百万円
R 1	903百万円
R 2	1,102百万円
R 3	1,574百万円
R 4	2,400百万円
R 5	2,391百万円
R 6	1,931百万円
R 7	1,555百万円
R 8	2,616百万円
R 9	6,694百万円
R 1 0	3,151百万円
R 1 1	4,509百万円
R 1 2	2,534百万円
R 1 3	499百万円
R 1 4	1,030百万円
R 1 5	1,099百万円
R 1 6	1,145百万円
R 1 7	0百万円
R 1 8	0百万円
R 1 9	0百万円
R 2 0	0百万円
R 2 1	0百万円
R 2 2	0百万円
R 2 3	0百万円
R 2 4	0百万円
R 2 5	0百万円
R 2 6	0百万円
R 2 7	0百万円
R 2 8	0百万円
R 2 9	0百万円
R 3 0	0百万円
R 3 1	0百万円
R 3 2	0百万円
R 3 3	0百万円
R 3 4	0百万円
R 3 5	0百万円
R 3 6	0百万円
R 3 7	0百万円
R 3 8	0百万円
R 3 9	0百万円
R 4 0	0百万円
R 4 1	0百万円
R 4 2	0百万円
R 4 3	0百万円
R 4 4	0百万円
R 4 5	0百万円
R 4 6	0百万円
R 4 7	0百万円
R 4 8	0百万円
R 4 9	0百万円
R 5 0	0百万円
R 5 1	0百万円
R 5 2	0百万円
R 5 3	0百万円

(注1) 平成26年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

別紙 6

(協定第9条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構造物等分	
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	( 551, 875百万円 ) 551, 875百万円	( 63, 667百万円 ) 47, 550百万円	( 379, 925百万円 ) 391, 645百万円	( 127, 702百万円 ) 111, 107百万円	( 252, 223百万円 ) 280, 538百万円
H 1 9	( 559, 192百万円 ) 558, 180百万円	( 67, 965百万円 ) 51, 619百万円	( 405, 577百万円 ) 425, 162百万円	( 136, 324百万円 ) 120, 616百万円	( 269, 253百万円 ) 304, 546百万円
H 2 0	( 555, 373百万円 ) 522, 469百万円	( 68, 941百万円 ) 49, 115百万円	( 411, 402百万円 ) 404, 532百万円	( 138, 282百万円 ) 114, 763百万円	( 273, 120百万円 ) 289, 769百万円
H 2 1	( 449, 377百万円 ) 420, 422百万円	( 55, 670百万円 ) 39, 424百万円	( 332, 204百万円 ) 324, 717百万円	( 111, 662百万円 ) 92, 120百万円	( 220, 542百万円 ) 232, 597百万円
H 2 2	( 447, 103百万円 ) 414, 736百万円	( 54, 937百万円 ) 34, 125百万円	( 327, 833百万円 ) 281, 068百万円	( 110, 193百万円 ) 79, 737百万円	( 217, 640百万円 ) 201, 331百万円
H 2 3	( 436, 821百万円 ) 400, 681百万円	( 39, 902百万円 ) 36, 286百万円	( 328, 653百万円 ) 298, 870百万円	( 93, 237百万円 ) 84, 788百万円	( 235, 416百万円 ) 214, 082百万円
H 2 4	( 429, 007百万円 ) 471, 361百万円	( 38, 674百万円 ) 42, 912百万円	( 318, 541百万円 ) 353, 445百万円	( 90, 368百万円 ) 100, 270百万円	( 228, 173百万円 ) 253, 175百万円
H 2 5	( 430, 686百万円 ) 484, 935百万円	( 32, 447百万円 ) 41, 206百万円	( 267, 253百万円 ) 339, 394百万円	( 75, 818百万円 ) 96, 284百万円	( 191, 435百万円 ) 243, 110百万円
H 2 6	( 516, 202百万円 ) 605, 006百万円	( 38, 687百万円 ) 50, 781百万円	( 318, 649百万円 ) 418, 260百万円	( 90, 399百万円 ) 118, 658百万円	( 228, 250百万円 ) 299, 602百万円
H 2 7	( 518, 644百万円 ) 628, 371百万円	( 39, 437百万円 ) 53, 140百万円	( 324, 824百万円 ) 437, 691百万円	( 92, 151百万円 ) 124, 170百万円	( 232, 673百万円 ) 313, 521百万円
H 2 8	( 566, 074百万円 ) 626, 183百万円	( 40, 169百万円 ) 53, 492百万円	( 330, 850百万円 ) 440, 591百万円	( 93, 860百万円 ) 124, 993百万円	( 236, 990百万円 ) 315, 598百万円
H 2 9	( 596, 278百万円 ) 649, 995百万円	( 35, 238百万円 ) 54, 109百万円	( 290, 238百万円 ) 445, 668百万円	( 82, 339百万円 ) 126, 433百万円	( 207, 899百万円 ) 319, 235百万円
H 3 0	( 604, 439百万円 ) 670, 878百万円	( 29, 639百万円 ) 54, 693百万円	( 244, 123百万円 ) 450, 479百万円	( 69, 256百万円 ) 127, 798百万円	( 174, 867百万円 ) 322, 681百万円
R 1	( 605, 167百万円 ) 667, 503百万円	( 22, 480百万円 ) 50, 960百万円	( 185, 160百万円 ) 419, 734百万円	( 52, 529百万円 ) 119, 076百万円	( 132, 631百万円 ) 300, 658百万円
R 2	( 609, 161百万円 ) 529, 031百万円	( 33, 421百万円 ) 35, 398百万円	( 275, 272百万円 ) 291, 553百万円	( 78, 093百万円 ) 82, 712百万円	( 197, 179百万円 ) 208, 841百万円
R 3	( 529, 690百万円 ) 568, 482百万円	( 25, 604百万円 ) 36, 180百万円	( 210, 886百万円 ) 298, 000百万円	( 59, 827百万円 ) 84, 541百万円	( 151, 059百万円 ) 213, 459百万円
R 4	( 522, 020百万円 ) 613, 746百万円	( 19, 068百万円 ) 41, 196百万円	( 157, 056百万円 ) 339, 313百万円	( 44, 556百万円 ) 96, 261百万円	( 112, 500百万円 ) 243, 052百万円
R 5	( 513, 317百万円 ) 627, 965百万円	( 13, 495百万円 ) 40, 249百万円	( 111, 150百万円 ) 331, 513百万円	( 31, 533百万円 ) 94, 048百万円	( 79, 617百万円 ) 237, 465百万円
R 6	( 595, 637百万円 ) 640, 460百万円	( 9, 926百万円 ) 40, 948百万円	( 81, 760百万円 ) 337, 268百万円	( 23, 195百万円 ) 95, 681百万円	( 58, 565百万円 ) 241, 587百万円
R 7	( 636, 773百万円 ) 643, 107百万円	( -3, 152 百万円 ) 32, 713百万円	( -25, 961 百万円 ) 269, 445百万円	( -7, 365 百万円 ) 76, 440百万円	( -18, 596 百万円 ) 193, 005百万円
R 8	624, 430百万円	-37, 896百万円	-312, 133百万円	-88, 550百万円	-223, 583百万円
R 9	621, 383百万円	35, 168百万円	289, 660百万円	82, 175百万円	207, 485百万円
R 1 0	653, 138百万円	42, 776百万円	352, 323百万円	99, 952百万円	252, 371百万円
R 1 1	635, 232百万円	18, 117百万円	149, 221百万円	42, 333百万円	106, 888百万円
R 1 2	613, 475百万円	32, 894百万円	270, 935百万円	76, 863百万円	194, 072百万円
R 1 3	590, 894百万円	51, 244百万円	422, 071百万円	119, 739百万円	302, 332百万円
R 1 4	594, 775百万円	51, 723百万円	426, 014百万円	120, 858百万円	305, 156百万円
R 1 5	598, 401百万円	52, 339百万円	431, 095百万円	122, 299百万円	308, 796百万円
R 1 6	615, 535百万円	54, 910百万円	452, 270百万円	128, 306百万円	323, 964百万円
R 1 7	609, 345百万円	54, 014百万円	444, 888百万円	126, 212百万円	318, 676百万円
R 1 8	603, 801百万円	52, 687百万円	433, 954百万円	123, 110百万円	310, 844百万円
R 1 9	593, 279百万円	52, 118百万円	429, 271百万円	121, 782百万円	307, 489百万円
R 2 0	585, 073百万円	50, 601百万円	416, 777百万円	118, 237百万円	298, 540百万円
R 2 1	577, 117百万円	52, 226百万円	430, 163百万円	122, 035百万円	308, 128百万円
R 2 2	568, 445百万円	51, 347百万円	422, 923百万円	119, 981百万円	302, 942百万円
R 2 3	562, 214百万円	50, 718百万円	417, 742百万円	118, 511百万円	299, 231百万円
R 2 4	554, 631百万円	49, 913百万円	411, 105百万円	116, 628百万円	294, 477百万円
R 2 5	545, 937百万円	49, 049百万円	403, 995百万円	114, 611百万円	289, 384百万円
R 2 6	533, 422百万円	47, 881百万円	394, 369百万円	111, 880百万円	282, 489百万円
R 2 7	526, 242百万円	47, 231百万円	389, 018百万円	110, 362百万円	278, 656百万円
R 2 8	519, 200百万円	46, 524百万円	383, 199百万円	108, 711百万円	274, 488百万円
R 2 9	514, 843百万円	46, 095百万円	379, 660百万円	107, 707百万円	271, 953百万円
R 3 0	502, 121百万円	44, 729百万円	368, 410百万円	104, 516百万円	263, 894百万円
R 3 1	493, 088百万円	43, 953百万円	362, 021百万円	102, 703百万円	259, 318百万円
R 3 2	482, 313百万円	42, 832百万円	352, 783百万円	100, 082百万円	252, 701百万円
R 3 3	479, 885百万円	42, 525百万円	350, 258百万円	99, 366百万円	250, 892百万円
R 3 4	469, 676百万円	41, 504百万円	341, 846百万円	96, 980百万円	244, 866百万円
R 3 5	461, 465百万円	40, 682百万円	335, 079百万円	95, 060百万円	240, 019百万円
R 3 6	450, 426百万円	39, 578百万円	325, 982百万円	92, 479百万円	233, 503百万円
R 3 7	442, 422百万円	38, 777百万円	319, 386百万円	90, 608百万円	228, 778百万円
R 3 8	434, 861百万円	38, 072百万円	313, 584百万円	88, 962百万円	224, 622百万円
R 3 9	425, 570百万円	37, 143百万円	305, 927百万円	86, 790百万円	219, 137百万円
R 4 0	417, 646百万円	36, 350百万円	299, 396百万円	84, 937百万円	214, 459百万円
R 4 1	411, 602百万円	35, 745百万円	294, 415百万円	83, 524百万円	210, 891百万円
R 4 2	397, 790百万円	34, 363百万円	283, 033百万円	80, 295百万円	202, 738百万円
R 4 3	388, 690百万円	33, 384百万円	274, 964百万円	78, 006百万円	196, 958百万円
R 4 4	382, 617百万円	32, 776百万円	269, 959百万円	76, 586百万円	193, 373百万円
R 4 5	374, 319百万円	31, 946百万円	263, 120百万円	74, 646百万円	188, 474百万円
R 4 6	369, 855百万円	31, 499百万円	259, 441百万円	73, 602百万円	185, 839百万円
R 4 7	362, 291百万円	30, 742百万円	253, 209百万円	71, 834百万円	181, 375百万円
R 4 8	357, 725百万円	30, 379百万円	250, 216百万円	70, 985百万円	179, 231百万円
R 4 9	353, 893百万円	29, 995百万円	247, 057百万円	70, 089百万円	176, 968百万円
R 5 0	348, 767百万円	29, 482百万円	242, 832百万円	68, 890百万円	173, 942百万円
R 5 1	345, 577百万円	29, 163百万円	240, 203百万円	68, 144百万円	172, 059百万円
R 5 2	340, 163百万円	28, 622百万円	235, 742百万円	66, 879百万円	168, 863百万円
R 5 3	278, 412百万円	22, 584百万円	186, 010百万円	52, 770百万円	133, 240百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までの上段( )内は計画値、下段は実績値を、令和7年度の上段( )内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	( 709, 612百万円 ) 711, 810百万円
H 1 9	( 722, 190百万円 ) 713, 956百万円
H 2 0	( 719, 683百万円 ) 679, 582百万円
H 2 1	( 613, 220百万円 ) 578, 132百万円
H 2 2	( 621, 266百万円 ) 582, 686百万円
H 2 3	( 607, 061百万円 ) 564, 850百万円
H 2 4	( 604, 468百万円 ) 652, 866百万円
H 2 5	( 607, 533百万円 ) 667, 857百万円
H 2 6	( 700, 369百万円 ) 796, 177百万円
H 2 7	( 710, 760百万円 ) 827, 595百万円
H 2 8	( 778, 089百万円 ) 845, 979百万円
H 2 9	( 800, 738百万円 ) 862, 463百万円
H 3 0	( 811, 935百万円 ) 886, 493百万円
R 1	( 822, 438百万円 ) 892, 998百万円
R 2	( 839, 113百万円 ) 750, 592百万円
R 3	( 770, 368百万円 ) 816, 863百万円
R 4	( 772, 616百万円 ) 872, 068百万円
R 5	( 776, 756百万円 ) 899, 171百万円
R 6	( 868, 123百万円 ) 921, 627百万円
R 7	( 911, 240百万円 ) 926, 686百万円
R 8	922, 968百万円
R 9	901, 566百万円
R 1 0	880, 193百万円
R 1 1	858, 737百万円
R 1 2	837, 167百万円
R 1 3	815, 619百万円
R 1 4	820, 434百万円
R 1 5	823, 228百万円
R 1 6	836, 899百万円
R 1 7	832, 847百万円
R 1 8	825, 730百万円
R 1 9	814, 565百万円
R 2 0	805, 041百万円
R 2 1	796, 898百万円
R 2 2	788, 773百万円
R 2 3	781, 201百万円
R 2 4	773, 222百万円
R 2 5	764, 272百万円
R 2 6	751, 232百万円
R 2 7	744, 744百万円
R 2 8	736, 383百万円
R 2 9	731, 796百万円
R 3 0	718, 560百万円
R 3 1	709, 129百万円
R 3 2	699, 019百万円
R 3 3	695, 289百万円
R 3 4	685, 004百万円
R 3 5	676, 929百万円
R 3 6	665, 533百万円
R 3 7	658, 599百万円
R 3 8	649, 703百万円
R 3 9	640, 326百万円
R 4 0	632, 534百万円
R 4 1	626, 099百万円
R 4 2	613, 220百万円
R 4 3	603, 301百万円
R 4 4	597, 257百万円
R 4 5	588, 945百万円
R 4 6	584, 482百万円
R 4 7	577, 871百万円
R 4 8	571, 859百万円
R 4 9	567, 978百万円
R 5 0	562, 958百万円
R 5 1	559, 465百万円
R 5 2	555, 126百万円
R 5 3	536, 052百万円

(注1) 平成18年度から令和6年度までの上段 ( ) 内は計画値、下段は実績値を、令和7年度の上段 ( ) 内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙8中、1.(2)②ロ(イ)のうち、

「令和8年3月31日まで」を「令和9年3月31日まで」に改める。

別紙8中、1.(2)⑦イ及び1.(2)⑧イのうち、

「なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するETC車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを1回の通行とみなすものとする。」を削る。

別紙8中、1.(2)⑩ハのうち、

「令和7年4月5日から同年11月30日まで」を「令和8年4月4日から同年11月29日まで」に、「令和7年4月5日から同年10月26日まで」を「令和8年4月4日から同年10月31日まで」に改める。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

# 特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る 債務引受限度額

## 1. 先行特定更新等工事の内容

### (1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道 函館名寄線	北海道茅部郡森町字赤井川	北海道上川郡剣淵町字剣淵
高速自動車国道 北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道小樽市勝納町 北海道千歳市上長都	北海道札幌市白石区米里 北海道中川郡本別町共栄
高速自動車国道 北海道横断自動車道 黒松内北見線	北海道中川郡本別町勇足	北海道足寄郡足寄町郊南
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 弘前線	東京都練馬区大泉五丁目	青森県青森市大字三内
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 八戸線	岩手県八幡平市湯の沢	青森県八戸市市川町
高速自動車国道 東北横断自動車道 釜石秋田線	岩手県北上市鬼柳町	秋田県秋田市上新城道川
高速自動車国道 東北横断自動車道 酒田線	宮城県柴田郡村田町大字足立 山形県鶴岡市田麦俣	山形県西村山郡西川町大字月山沢 山形県酒田市大字藤塚
高速自動車国道 東北横断自動車道 いわき新潟線	福島県いわき市内郷宮町	新潟県新潟市俵柳
高速自動車国道 日本海沿岸東北自動車道	秋田県由利本荘市岩城内道川 秋田県潟上市昭和大久保	秋田県秋田市河辺戸島 秋田県山本郡三種町鹿渡
高速自動車国道 関越自動車道 新潟線	東京都練馬区三原台	新潟県長岡市大字石動
高速自動車国道 関越自動車道 上越線	群馬県藤岡市上栗須	新潟県上越市大字中屋敷
高速自動車国道 常磐自動車道	埼玉県川口市赤芝新田	宮城県亘理郡亘理町逢隈
高速自動車国道 東関東自動車道 千葉富津線	千葉県千葉市中央区浜野町	千葉県富津市大字竹岡
高速自動車国道 東関東自動車道 水戸線	千葉県市川市高谷	茨城県潮来市延方
高速自動車国道 北関東自動車道	群馬県高崎市上滝町 栃木県下都賀郡都賀町大字木	栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺 茨城県水戸市元石川町
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県安曇野市豊科高家	長野県千曲市大字屋代
高速自動車国道 北陸自動車道	新潟県新潟市俵柳	富山県下新川郡朝日町月山

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道1号・一般国道16号（横浜新道）	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町 神奈川県横浜市保土ヶ谷区藤塚町
一般国道14号・一般国道16号（京葉道路）	東京都江戸川区一之江 千葉県千葉市稲毛区園生町	千葉県千葉市稲毛区園生町 千葉県千葉市中央区浜野町
一般国道16号 （横浜横須賀道路）	神奈川県横須賀市馬堀海岸 神奈川県横浜市金沢区並木	神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町
一般国道126号（千葉東金道路）	千葉県千葉市中央区星久喜町	千葉県山武市松尾町谷津
一般国道127号（富津館山道路）	千葉県南房総市富浦町深名	千葉県富津市竹岡仲町
一般国道235号（日高自動車道(苫東道路)）	北海道苫小牧市字植苗	北海道苫小牧市字沼の端
一般国道466号（第三京浜道路）	東京都世田谷区上野毛	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁更新	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	44 キロメートル	495, 523 百万円	1, 480, 626 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	1 キロメートル	8, 490 百万円	
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	175 キロメートル	103, 874 百万円	
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	56 キロメートル	87, 161 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	7, 759 箇所	183, 482 百万円	
トンネル修繕	本体 覆工	・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	60 キロメートル	453, 814 百万円	

## 2. 後行特定更新等工事の内容

### (1) 機構法第13条第1項第4号に規定する後行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道 函館名寄線	北海道茅部郡森町字赤井川	北海道上川郡剣淵町字剣淵
高速自動車国道 北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道余市郡余市町登町 北海道千歳市上長都	北海道札幌市白石区米里 北海道中川郡本別町共栄
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 弘前線	東京都練馬区大泉五丁目	青森県青森市大字三内
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 八戸線	岩手県八幡平市湯の沢	青森県八戸市市川町
高速自動車国道 東北横断自動車道 釜石秋田線	岩手県北上市鬼柳町	秋田県秋田市上新城道川
高速自動車国道 東北横断自動車道 酒田線	宮城県柴田郡村田町大字足立 山形県鶴岡市田麦俣	山形県西村山郡西川町大字月山沢 山形県酒田市大字藤塚
高速自動車国道 東北横断自動車道 いわき新潟線	福島県いわき市内郷宮町	新潟県新潟市俵柳
高速自動車国道 日本海沿岸東北自動車道	秋田県由利本荘市岩城内道川 秋田県潟上市昭和久保	秋田県秋田市河辺戸島 秋田県山本郡三種町鹿渡
高速自動車国道 東北中央自動車道 相馬尾花沢線	山形県東置賜郡高畠町大字深沼	山形県東根市大字羽入
高速自動車国道 関越自動車道 新潟線	東京都練馬区三原台	新潟県長岡市大字石動
高速自動車国道 関越自動車道 上越線	群馬県藤岡市上栗須	新潟県上越市大字中屋敷
高速自動車国道 常磐自動車道	埼玉県川口市赤芝新田	宮城県亶理郡亶理町逢隈
高速自動車国道 東関東自動車道 千葉富津線	千葉県千葉市中央区浜野町	千葉県富津市大字竹岡
高速自動車国道 東関東自動車道 水戸線	埼玉県三郷市番匠免	茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴
高速自動車国道 北関東自動車道	群馬県高崎市上滝町 栃木県下都賀郡都賀町大字木	栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺 茨城県水戸市元石川町
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県安曇野市豊科高家	長野県千曲市大字屋代
高速自動車国道 北陸自動車道	新潟県新潟市俵柳	富山県下新川郡朝日町月山
高速自動車国道 成田国際空港線	千葉県成田市大山	千葉県成田市取香

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道1号・一般国道16号(横浜新道)	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町 神奈川県横浜市保土ヶ谷区藤塚町
一般国道6号(東水戸道路)	茨城県水戸市元石川町	茨城県ひたちなか市部田野路
一般国道7号(琴丘能代道路)	秋田県山本郡三種町かど	秋田県能代市浅内
一般国道16号 (横浜横須賀道路)	神奈川県横須賀市馬堀海岸 神奈川県横浜市金沢区並木	神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町
一般国道127号(富津館山道路)	千葉県南房総市富浦町深名	千葉県富津市竹岡仲町
一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))	北海道苫小牧市字植苗	北海道苫小牧市字沼の端
一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県木更津市中島	千葉県木更津市菅生
一般国道466号(第三京浜道路)	東京都世田谷区上野毛	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	東京都あきる野市牛沼	千葉県成田市吉岡

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、後行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	4 キロメートル	68,162 百万円	
	桁	・橋梁(PC橋)の上部構造(桁)の架替え ・橋梁(PC橋)の上部構造の補修、補強(充填材の再注入、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	15 キロメートル	94,507 百万円	
土工・舗装	舗装	・舗装(路盤)の更新(高耐久化) ・上記に付随する舗装(表層・基層)及び路面標示等の取替え	343 キロメートル	95,729 百万円	318,004 百万円
	切土	・土構造物(切土)の構造変更(ボックスカルバート化、押え盛土等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	1 箇所	10,094 百万円	
	盛土	・土構造物(盛土)の更新(盛土材の置換等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	- キロメートル	- 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)  
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る  
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	496百万円
H 2 8	1,450百万円
H 2 9	8,416百万円
H 3 0	18,217百万円
R 1	19,205百万円
R 2	12,923百万円
R 3	34,356百万円
R 4	45,965百万円
R 5	45,507百万円
R 6	48,323百万円
R 7	88,188百万円
R 8	587,129百万円
R 9	170,034百万円
R 1 0	151,835百万円
R 1 1	396,998百万円
R 1 2	19,379百万円
R 1 3	18,772百万円
R 1 4	22,377百万円
R 1 5	20,849百万円
R 1 6	11,289百万円
R 1 7	14,604百万円
R 1 8	21,535百万円
R 1 9	16,499百万円
R 2 0	24,283百万円

(注1) 平成27年度から令和6年度までは実績値を、令和7年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年 3月23日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理 事 長 高 松 勝

東日本高速道路株式会社  
代表取締役社長 由 木 文 彦